

君津市建設工事適正化指導指針

令和7年5月改正

目 次

君津市建設工事適正化指導指針

第1条 目的 -----	1
第2条 定義 -----	1
第3条 書面による請負契約の締結 -----	2
第4条 一括下請の禁止等 -----	3
第5条 下請契約の締結の制限 -----	3
第6条 技術者の適正な配置 -----	3
第7条 元請業者の義務 -----	6
第7条の2 建設工事の適正な施工の確保のための措置-----	7
第8条 下請代金の支払条件 -----	8
第9条 下請業者の選定 -----	8
第9条の2 施工体制の把握 -----	9
第10条 雇用条件等の改善 -----	10
第11条 市発注工事における届出等 -----	10
第12条 工事担当課長の措置 -----	11
第13条 監督職員等 -----	11
第14条 不正事実の申告 -----	11
第15条 指導勧告等 -----	11

第16条 建設工事に関する紛争相談	-----	12
第17条 準用規定	-----	12
第18条 補則	-----	12
別表第1 (第3条関係)	-----	13
別表第2 (第9条関係)	-----	14
別表第3 (第10条関係)	-----	15

様 式

記載要領

参考資料

君津市建設工事適正化指導指針

平成13年12月20日制定
平成27年 4月 1日改定
平成28年 6月 1日改定
令和 元年 6月 1日改定
令和 3年 4月 1日改定
令和 5年 2月 1日改定
令和 7年 5月 1日改定

(目的)

第1条 この指導指針は、建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、本市が発注する建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的としている。

(定義)

第2条 この指導指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。

(2) 特定建設業者

法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。

(3) 指定建設業

法第15条第2号に規定する指定建設業をいう。

(4) 発注者

建設工事（他の者から請け負った者を除く。）の注文者をいう。

(5) 元請業者

下請契約におけるすべての注文者をいう。

(6) 下請業者

下請契約におけるすべての請負人をいう。

(7) 営業所技術者

法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。

(8) 特定営業所技術者

法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。

- (9) 主任技術者
法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (10) 監理技術者
法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (11) 監理技術者補佐
法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (12) 連絡員
建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第17条の2第1項第3号及び第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）
- (13) 専門技術者
法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (14) 公共工事
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第2条第2項に規定する公共工事をいう。
- (15) 市発注工事
君津市の発注する工事（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業に係る工事を除く。）をいう。
- (16) 契約担当課長
市発注工事の入札、契約等を担当する課等の長をいう。
- (17) 工事担当課長
市発注工事の設計及び監督業務を担当する課等の長をいう。
- (18) 工事担当部長
市発注工事の設計及び監督業務を担当する部局の長をいう。

（書面による請負契約の締結）

第3条 発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第1に掲げる法第19条各号に規定された事項が記載された書面により締結しなければならない。

2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- 3 前二項の規定は、公共工事及び共同住宅を新築する工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しない。この場合においても一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。
- 4 建設業者は、不必要的重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）である下請契約
- (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）となる下請契約
- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。
 - (1) 工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円）に満たない工事
 - (2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。ただし、監理技術者にあっては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で

置くときは、この限りではない。この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合
- ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあっては2億円未満）となるものであること。
- イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。
- ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。
- エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。
- オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。
- また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。
- なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。
- キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用するが必要な環境が確保されていること。
- (2) 当該工事現場に当該管理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者
- 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。

5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれか該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあっては2億円未満）となるものであること。

ウ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用するが必要な環境が確保されていること。

(2) 政令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (3) 政令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件をすべて満たす場合（前号の場合以外）
- 6 前項第1号の規定は、当該建設工事の数が、政令第34条に定める数を超えるときは、適用しない。
- 7 第3項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第5項第1号に規定する監理技術者を含む。以下同じ。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。
- 8 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（元請業者の義務）

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壤の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- (5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる主要な資材の供給の著しい現象、資材の価格の高騰その他工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（天災その他不可抗力により生じるものを除く。）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの
- イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの
- (6) 元請業者は、下請業者から工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
- (7) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聞くこと。
- (8) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (9) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (10) 元請業者は、当該元請業者について、法第 24 条の 5 で規定する違反行為があるとして、下請業者が知事にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (12) 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この指導指針に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(建設工事の適正な施工の確保のための措置)

第 7 条の 2 特定建設業者は、工事の施工の監理に関する情報システムの整備その他建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人がその下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講じる事項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下

請負人の指導に努めるものとする。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第7号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

(下請業者の選定)

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第2に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

(施工体制の把握)

第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が5,000万円以上(建築一式工事にあっては8,000万円以上)になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿(様式第1号又はこれに準ずるもの)」並びに施工体系図(様式第3号又はこれに準ずるもの)を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、(同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により)電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書(様式第2号又はこれに準ずるもの)を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。
- 3 前項の通知事項(添付書類を含む。ただし、公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額にかかる部分を除く。)に変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。)として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。
- 5 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあっては発注者に提出し、公共工事以外にあっては発注者から請求があったときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知(令和4年1月27日付け国不建第446号)の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。
- 7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が5,000万円以上(建築一式工事にあっては8,000万

円以上) になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

- 8 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なくその請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。
- 9 第2項の下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

(雇用条件等の改善)

第10条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するものとする。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

(市発注工事における届出等)

第11条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書(様式第6号)により施工体制台帳及び施工体系図を工事担当課長に提出しなければならない。

- 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書(様式第7号)を、工事担当課長に届け出なければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 第1項の届出事項(添付書類を含む)に変更があったときは、下請業者変更届(様式第8号)により、第2項の届出事項(添付書類を含む)に変更があったときは、変更通知書(様式第9号)により、当該建設業者は、2週間以内に工事担当課長に届け出なければならない。
- 4 第1項の提出並びに第2項及び前項の届出(以下「市発注工事における届出等」という。)は、工事担当課長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。

また、市発注工事における届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法

その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるとときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

(工事担当課長の措置)

- 第12条 工事担当課長は、前条第1項の提出があったときは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る君津市入札・契約事務運用マニュアル」（平成13年4月1日制定）の規定に基づく施工体制等点検表により点検しなければならない。
- 2 工事担当課長は、前項の点検のほか、市発注工事について入札契約適正化法第1条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。
- 3 工事担当課長は、前二項の点検及び調査の結果、点検事項に不適切または一部不適切がある場合には、引渡し完了日の翌月10日までに、点検等報告書（様式第10号）により、工事担当部長及び契約担当課長に報告しなければならない。

(監督職員等)

- 第13条 工事担当課長は、市発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、監督職員選任通知書（様式第11号）により速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 工事担当課長は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書（様式第12号）の提出を求めることができる。

(不正事実の申告)

- 第14条 建設業を営む者にこの指導指針に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

(指導勧告等)

- 第15条 市長は、この指導指針に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、法第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告を行うことができる。
- 2 市長は、市の入札参加資格業者が前項の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第11条に規定する届出等に虚偽の記載等があったときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

(建設工事に関する紛争相談)

第16条 建設工事の請負契約に関する紛争相談を処理するために設置された千葉県の建設工事紛争相談所に相談できるものとする。

2 建設工事紛争相談所の運営に関する事項は、千葉県知事が定めるとおりとする。

(準用規定)

第17条 この指針に定めのない事項は、千葉県建設工事適正化指導要綱（昭和54年4月1日制定）等に関する基準等を、千葉県知事を適宜君津市長等に読み替えることにより準用できるものとする。

(補則)

第18条 この指針に疑義を生じた場合は、適宜関係機関又は関係部署と協議し定めるものとする。

附 則

この指針は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年 4月 1日から施行し、同日以降市内において発注された建設工事に適用する。

附 則

この指針は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この指針は、令和 元年 6月 1日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5年 2月 1日から施行する

附 則

この指針は、令和 7年 5月 1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者的一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 價格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する價格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその算定方法に関する定め。
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項

別表第2（第9条関係）

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

別表第3（第10条関係）

〈雇用・労働条件の改善〉

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

〈安全・衛生の確保〉

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についていた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

〈社会保険の加入〉

- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対して、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

〈福祉の充実〉

- (10) 任意の労災補償制度に加入する等労働災害補償に遗漏のないよう努めること。
- (11) 建設業退職共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対して、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対して、健康診断を行うよう努めること。

〈福利厚生施設の整備〉

- (13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。
- 〈技術及び技能の向上〉
- (15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。
- 〈適正な雇用管理〉
- (16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。
- (17) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (18) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (19) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- 〈その他〉
- (20) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

[会社名]	会社名	代表者名		
[事業所名]	住所			
建設業の許可	許可業種 工事業 工事業	大臣 特定 知事一般 大臣 特定 知事一般	許可番号 第 号 第 号	許可(更新)年月日 年 月 日 年 月 日
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	契 約 日	年 月 日
工事名 及 工事内 容 注 冊及 住 所				
契業約所 營業元請契約 下請契約	区分 名 称	住 所		
健康保険等の加入状況 の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
健康保険等の加入状況 の有無	区分 事業所 整理記号等	營業所の名称 元請契約 下請契約	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法			
監督員名	権限及び意見 申出方法			
現場代理人名	権限及び意見 申出方法			
監理技術者名 主任技術者名 門 技術者名 資格内容 担当工事内容	資 格 内 容	專 技 術 者 門 資 格 内 容 擔 当 工 事 内 容	外 国 人 技 能 実 習 生 の 從 事 の 状 況 (有無)	有 無
一号特定技能外国人の従事の状況 (有無)	有 無	外 国 人 技 能 実 習 生 の 從 事 の 状 況 (有無)	有 無	有 無
※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)				
<p>・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)</p> <p>・主任技術者又は監理技術者資格を有する者を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し</p> <p>・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し</p>				

再下請負通知書

年 月 日

直近上位
注文者
元請名稱
【報告下請負業者】
住 所

《再下請負關係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名	代表者名		
住 所			
工事名稱 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	契 約 日

会 社 名
代表者名

《自社に関する事項》		
工事名稱 及 工 事 内 容	大臣 特定 第 号	
工 期	自 年 月 日	注文者との 契 約 日
施工に必要な許可業種	許 可 番 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	

施工に必要な許可業種	許 可 番 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
健康保険の加入状況	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所の名稱 事理記号等	健康保険	厚生年金保険

施工に必要な許可業種	許 可 番 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
健康保険の加入状況	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所の名稱 事理記号等	健康保険	厚生年金保険

施工に必要な許可業種	許 可 番 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
健康保険の加入状況	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所の名稱 事理記号等	健康保険	厚生年金保険

施工に必要な許可業種	許 可 番 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
工事業 知事 一般	大臣 特定 第 号	
健康保険の加入状況	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所の名稱 事理記号等	健康保険	厚生年金保険

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されたものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

簿名員業作

別添(様式第1号・様式第2号)

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労災認定発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に掲示することにて、記載者本人は同意しています。

確認欄

$\langle \psi_{L_1} \rangle \wedge \dots \wedge \langle \psi_{L_n} \rangle \wedge \dots \wedge \langle \psi_{L_T} \rangle$

提出日	年	月	日
確認欄			

（一九）今朝夕

17

卷之三

(EE) 1. 納品側には以下の記入をねらう。

…18歳未満の作業員
…主

卷之三

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。

… 外国人建設労者
… 外国人技能実習生
… 1号特定技能外国人
… 外国人建設計事務所
… 各年金の受給者は、左欄に
「受給者」と記載。

卷之三

(生) 乙、下駄屋工人は作業を直接する義務がある。したがつて、他の現状によっては、(甲)の作業規則の適用には問題はない。

卷之三

は、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフ

（運送の業務に係る特別教育）については、雇入・職長特別教育欄に記載。

(注) 1.0. 建設工事に係る知識又は技能を有する資格「建築」の意味は、(例) 建築○

施 工 体 系 図

工事の名称	自 年 月 日
工 期	至 年 月 日
発注者の商号、 名称又は氏名	

商号又は名称 契約業者所在地区分 工事の内容 工 期	県内 • 県外 工事の内容 工 期	商号又は名称 契約業者所在地区分 工事の内容 工 期
主任技術者名 専門技術者 氏 名 建設工事の内容		主任技術者名 専門技術者 氏 名 建設工事の内容
商号又は名称 契約業者所在地区分 工事の内容 工 期	県内 • 県外 工事の内容 工 期	商号又は名称 契約業者所在地区分 工事の内容 工 期
主任技術者名 専門技術者 氏 名 建設工事の内容		主任技術者名 専門技術者 氏 名 建設工事の内容
商号又は名称 契約業者所在地区分 工事の内容 工 期	県内 • 県外 工事の内容 工 期	商号又は名称 契約業者所在地区分 工事の内容 工 期
主任技術者名 専門技術者 氏 名 建設工事の内容		主任技術者名 専門技術者 氏 名 建設工事の内容

※ 契約業者所在地区分:該当する方に○を付けてください。

年 月 日

(下請負人) 様

作成建設業者の 住所
商号又は名称
代表者名

印

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の8第1項
君津市建設工事適正化指導指針第9条の2第8項 の規定により

施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

- 2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、

*建設業法第24条の8第2項
君津市建設工事適正化指導指針第9条の2第2項 の規定により再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(注) *印欄は、不要なものを消して使用すること。

年 月 日

(再下請負通知人の下請負人) 様

再下請負通知人の 住所

商号又は名称

代表者名

(印)

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

私は、上記工事に関し、*建設業法第24条の8第2項
君津市建設工事適正化指導指針第9条の2第9項 の規定により

再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4
第2項の規定により、下記のとおり通知します。

1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、

*建設業法第24条の8第2項 の規定により再下請負通知を
君津市建設工事適正化指導指針第9条の2第9項
行わなければなりません

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

(注) *印欄は、不要なものを消して使用すること。

下請業者選定通知書

年 月 日

君津市長 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

印

1. 工事名

2. 工期 年 月 日～ 年 月 日

3. 請負代金額 円

上記工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、君津市建設工事適正化指導指針第11条第1項の規定並びに建設工事請負契約約款第7条第1項の規定により提出します。

注文者名	下請に附した 工事種別 又は範囲	下請業者				下請区分 〔第1 第2 下請等の 区分〕
		商号又は名称 代表者氏名	住 所 電話番号	許可番号	許可業種	

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

様式第7号

年 月 日

君津市長 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

のことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を
選任したので君津市建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条
第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏名				

※添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び
直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(注)主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。

建設業許可における営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法
第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者・
監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）
となる工事

様式第8号

下請業者変更届

年 月 日

君津市長 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

(印)

1. 工事名

2. 工期 年 月 日～ 年 月 日

3. 請負代金額 円

上記工事に関し 年 月 日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので君津市建設工事適正化指導指針第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約款第7条第2項により届出します。

区分	変更前	変更後 (追加を含む)	変更前	変更後 (追加を含む)
注文者名				
下請に附した工事の種別又は範囲				
下請業者	商号又は名称 代表者氏名			
	所在地 電話番号			
	許可番号			
	許可業種			
下請区分				
変更日	年 月 日		年 月 日	

※添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

様式第9号

様

年　月　日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

変更通知書

年　月　日契約に係る　　工事に関し、　　年　月　日付で
通知した　　について、下記のとおり変更しましたので、君津市建設工事適正化指導指針第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により通知します。

記

	変更前	変更後
氏名		

※添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

様式第10号

年 月 日

契約担当課長 様

工事担当課長

(印)

点 檢 等 報 告 書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、君津市建設工事適正化指導指針第12条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名	
請 負 業 者 名 (商号又は名称)	
本店又は営業所 所 在 地	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日～ 年 月 日

別添

点検等年月日	年月日
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）
(1) 施工体制台帳の整備状況	イ. 適正 <input type="checkbox"/> ロ. 一部不適正 <input type="checkbox"/> ハ. 不適正 <input type="checkbox"/>
(2) 下請契約書	イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ. その他
(3) 一括下請又は不必要的重層下請	イ. 疑いがない <input type="checkbox"/> ロ. 疑いがある <input type="checkbox"/>
(4) 標識等の掲示	イ. 適正 <input type="checkbox"/> ロ. 一部不適正 <input type="checkbox"/> ハ. 不適正 <input type="checkbox"/>
(5) 施工体制及び施工体系図の確認	イ. 適正 <input type="checkbox"/> ロ. 一部不適正 <input type="checkbox"/> ハ. 不適正 <input type="checkbox"/>
(6) 監理（主任）技術者、監理技術者補佐の配置状況	イ. 適正 <input type="checkbox"/> ロ. 一部不適正 <input type="checkbox"/> ハ. 不適正 <input type="checkbox"/>
(7) 下請業者の使用状況	イ. 適正 <input type="checkbox"/> ロ. 一部不適正 <input type="checkbox"/> ハ. 不適正 <input type="checkbox"/>
(8) 社会保険の加入状況	イ. 適正 <input type="checkbox"/> ロ. 一部不適正 <input type="checkbox"/> ハ. 不適正 <input type="checkbox"/>
2. その他の事項	(具体的に記入)
(不適正等の内容)	
(指導状況)	

点検（調査）者職・氏名

監督職員選任通知書

年　月　日

様

工事担当課長 (印)

1. 工事名 _____
2. 工期 年 月 日～ 年 月 日
3. 契約金額 円 _____

上記建設工事に関し、次の者を監督職員として選任したので、君津市建設工事適正化指導指針第13条第1項の規定により通知します。

	総括監督員	主任監督員	監督員	
職名				
氏名				
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第12号

工事現場状況等報告書

年 月 日

工事担当課長

様

所 属
監督員 職 名
氏 名

(印)

下記建設工事現場の状況については、別添のとおりでしたので、君津市建設工事適正化指導指針第13条第2項の規定により報告します。

記

工 事 名			
施 工 箇 所			
請 負 業 者 名 (商号又は名称)			
本店又は営業所 所 在 地			
契 約 金 額	円	契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日	～	年 月 日

別添

確認事項	確認日	年月日			
	現場代理人	氏名			
	主任技術者 又は 監理技術者	氏名	会社の名称	氏名	会社の名称
	連絡員				
	監理技術者補佐				
	専門技術者				
	当該工事施工者	工事の種別	会社の名称	工事の種別	会社の名称
(備考)					

- (注) 1 「主任技術者又は監理技術者」「監理技術者補佐」「専門技術者」欄には、
確認当日実際に技術管理を行っている者を記載すること。
- 2 「連絡員」欄には確認当日実際に工事現場で連絡員として配置されていた者
を記載すること。
- 3 「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載する
こと。

人員の配置を示す計画書
(建設業法施行規則第17条の2又は第17条の5)

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者	名称		
	所在地		
主任技術者 又は監理技 術者(當業所 技術者又は特定 當業所技術者)	氏名		
	所属営業所名	※17条の5の場合のみ記載	
一日平均の法定外労働 時間	見込み時間	実績時間	

建設工事 1	工事名称			
	工事現場所在地			
	契約締結営業所	名称		※17条の5の場合のみ記載
		所在地		※上記所属営業所と同じである必要
	建設工事の内容			
	請負代金の額	※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数	※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法			
	情報通信機器			
連絡員	氏名			
	所属会社			
	実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経 験は1年以上である 必要	工事名称	期 間	
			年 月 ~ 年 月	
			年 月 ~ 年 月	
		合 計		年 月

建設工事 2	工事名称			
	所在地			
	建設工事の内容	※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額	※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数	※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法			
	情報通信機器			
	連絡員	氏名		
		所属会社		
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経 験は1年以上である 必要	工事名称	期 間
				年 月 ~ 年 月
				年 月 ~ 年 月
	合 計			年 月

記載要領

1. 施工体制台帳（様式第1号）

(1) 施工体制台帳に添付される書類により、当該施工体制台帳に記載すべき事項が明らかな場合は、当該書類と施工体制台帳との関係を明らかにすることにより、施工体制台帳への記載を省略することができる。
なお、この場合の記載例は次のとおりである。

「●●●●の証明書は別紙○○参照」

- (2) 施工体制台帳に添付する書類は下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかになるよう行うこと。
- (3) 施工体制台帳に記載の必要がない項目（例：建設業法第26条の2に規定する専門技術者がいない場合等）については、当該項目を斜線で消す等の措置を講じること。

2. 再下請負通知書（様式第2号）

「再下請負通知書」は、原則として、発注者から建設工事を請け負った建設業者に提出すること。ただし、やむを得ない場合には、直接下請契約を締結した注文者に経由を依頼して提出することとしても差し支えない。

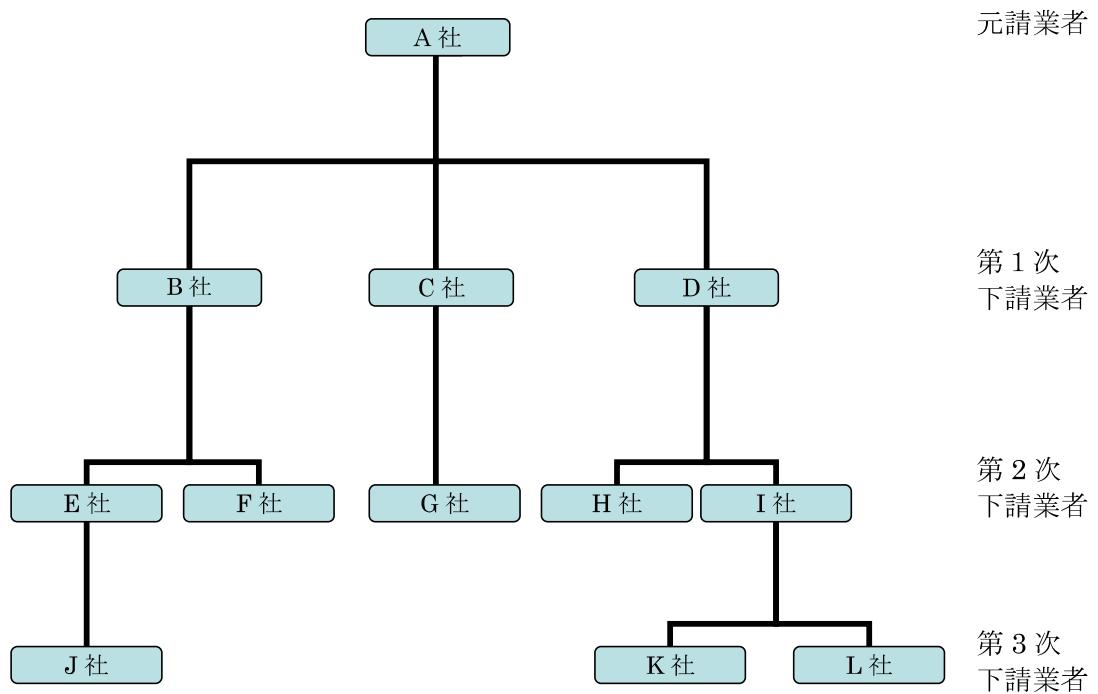
3. 施工体系図（様式第3号）

記載の必要のない項目（例：建設業法第26条の2に規定する専門技術者がいない等）は該当項目を削除する等の措置を講じること。

4. 下請業者選定通知書（様式第6号）

- (1) 「下請業者」欄は、市から直接工事を請け負った者からその工事の全部又は一部を請け負ったものはもちろん、それに続くすべての下請契約における請負人を記載すること。
- (2) 「下請に附した工事種別又は範囲」欄は、例えば、モルタル吹き付け工事、くい打ち工事、型枠工事等の工事種別又は、工事種別に区別できない工事についてはその工事の範囲を記載すること。
- (3) 「下請区分」欄は、第1、第2、第3……の下請階層区分を記載すること。
- (4) 下請業者の記載欄は、下請階層区別順に記載すること。例えば、次のとおりの下請形態であれば、例示の順序のとおり記載すること。

(下請形態)



(例示)

注文者	下請業者名	下請区分	順序
A 社	B 社	第 1 次	
"	C 社	"	
"	D 社	"	
B 社	E 社	第 2 次	
"	F 社	"	
C 社	G 社	"	
D 社	H 社	"	
"	I 社	"	
E 社	J 社	第 3 次	
I 社	K 社	"	
"	L 社	"	

参 考 資 料

1 施工体制等点検表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る
君津市入札・契約事務運用マニュアル

2 建設業法における技術者制度

施工体制等点検表

工事名：	低入札工事
請負業者名：	該当・非該当

I 事前点検

◎請負業者より提出された施工体制台帳の整備状況を事前に点検

点 檢 事 項	結 果
1. 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
①作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
②健康保険等の加入状況(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	
③建設工事の名称、内容及び工期	
④発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
⑤発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
⑥監理（主任）技術者の氏名、その者が有する技術者資格（工種）及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
⑦作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
⑧法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格	
⑨専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑩建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）	
(1) 指名、生年月日及び年齢	
(2) 職種	
(3) 健康保険法又は国民保険法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況	
(4) 中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別	
(5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容	
(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	
⑪一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況	
⑫下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況	
⑬全ての下請負人の請け負った工事名称及び内容・工期	
⑭全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
⑮作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、当該監督員の行為についての下請人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載した作成建設業者への通知書の写し）	
⑯下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載した作成建設業者への通知書の写し）	
⑰下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及び専任か否かの別	

点検事項	結果
⑯下請負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑰次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地	
⑱建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）（下請分） (1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職種 (3) 健康保険法又は国民健康保険法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 (4) 中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	
⑲下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況	
2. 施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認（すべての下請業者について請負金額を明記しなければならない。） ア. 建設工事標準下請契約約款を使用 イ. 同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用している ウ. その他	ア. イ. ウ
(2) イ又はウの場合、下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか	
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 ⑤請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法 ⑥当事者的一方から設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め ⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 ⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法 ⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 ⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑮契約に関する紛争の解決方法	
点検事項	結果
(3) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が主任技術者資格、監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し(専任の監理技術者については、監理技術者資格者証の写し)	

点 檢 事 項	結 果
(4) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）	
(5) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	
3. 再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか	
4. 再下請負通知書の健康保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
5. 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等）	
6. 一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
7. 不必要な重層下請となっていないか	
8. 上請け、横請けの可能性の確認	
9. J V 工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認	
10. 下請負人の中に無許可業者がいる場合に 500 万円以上（建築一式工事にあっては 1,500 万円以上）の下請をさせていないか	
11. 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式工事にあっては 8,000 万円）以上になっていないか	

低入札関係

12. 下請との契約金額が、低入札価格調査時の見積金額と比較し大きく乖離していないか	
--	--

II 現場点検

◎現場における標識、施工体制、技術者等の点検

1. 標識灯の掲示

点 檢 事 項	結 果
(1) 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示	
(2) 発注者から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の掲示	
(3) 建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示及び証紙の配布状況の確認	
(4) 労災保険に関する掲示	

2. 施工体制等

点 檢 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 指導監督機関の長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか ①施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか ②施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請負人の直営部分の施工状況の確認 ①事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認 ②直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請人の中に無許可業者がいる場合に 500 万円以上（建築一式工事にあっては 1,500 万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。	
(7) 元請企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認	

3. 監理（主任）技術者の配置状況

点 檢 事 項	結 果
(1) 監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の現場専任制等について（監理技術者に対しては資格者証の提示を求める） ①当該監理（主任）技術者、監理技術者補佐の現場専任制の確認 ②当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認 ③当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認 ④当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認	

4. 下請業者の使用状況

点 檢 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書に同じか	

点 檢 事 項	結 果
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について	
①当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額4,500万円以上、建築一式工事は9,000万円以上）	
②当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認	
③当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認	
④当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

建設業法における技術者制度について

★主任技術者と監理技術者★

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法第26条第1項）

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置しなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合（※）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。

※金額は、いずれも消費税込です。

★主任技術者・監理技術者の現場専任制度★

公共性のある重要な工事で、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上（※）の工事を施工する場合、元請・下請にかかわらず、主任技術者・監理技術者はその工事に専任でなければなりません。

（建設業法第26条第3項）

なお、現場専任を要する監理技術者については、次ページに記載された資格要件のほか、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者講習を受講していることが必要です。

（建設業法第26条第5項）

※金額は、いずれも消費税込です。

◇公共性のある重要な工事◇

- ①国・地方公共団体が発注する工事
 - ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
 - ③学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事
- ＜個人住宅を除くほとんどの工事があてはまります＞

※建設業許可における営業所の専任技術者は、原則として主任技術者・監理技術者にはなれません。

例外：現場への専任制が求められない工事で、次の①～③すべて満たす場合

- ①専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事であること
- ②専任技術者の職務を適正に遂行できる程度に接近した工事現場であること
- ③所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

★主任技術者及び監理技術者の要件★

◇雇用関係◇

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

※在籍出向者や派遣、短期雇用の方は主任技術者・監理技術者になれません。

◇必要な資格等◇

担当する建設工事の業種について、以下の資格要件を満たしている必要があります。

		資 格 要 件
主任技術者		次のいずれかに該当する者 (1) 高校等(※2)の所定学科卒業後5年以上、または大学等(※3)の所定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 国家資格者(1級、2級の施工管理技士など)、国土交通大臣特別認定者
監理技術者	指定建設業(※1)	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者(1級の施工管理技士など) (2) 国土交通大臣特別認定者
	指定建設業以外	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者(1級の施工管理技士など) (2) 主任技術者の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、元請として4,500万円以上(※4)について2年以上指導監督的な実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣特別認定者

※1 指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種

※2 高等学校のほか、旧実業高校、1年制の専修学校を含む

※3 大学のほか、高等専門学校(高専)、旧制専門学校、2年制以上の専修学校を含む

※4 昭和59年10月1日以前の経験の場合には1,500万円以上、平成6年12月28日以前の経験については3,000万円以上